

第8編 原子力災害
対策編

目次

	頁
第1章 基本的考え方等	1
第1節 基本的考え方	1
第2節 基礎とすべき災害の想定	2
第3節 防災関係機関の業務の大維	2
第2章 原子力災害予防計画	3
第1節 情報の収集・連絡体制等の整備	3
第2節 応急体制の整備	3
第3節 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備	4
第4節 住民への健康相談体制の整備	4
第5節 住民等への的確な情報伝達	4
第6節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発	5
第7節 防災訓練の実施	5
第3章 原子力災害応急対策計画	6
第1節 基本方針	6
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	6
第3節 活動体制の確立	7
第4節 住民等への的確な情報伝達活動	8
第5節 住民避難等の防護活動	8
第6節 医療及び健康相談の実施	9
第4章 原子力災害復旧・復興計画	10
第1節 風評被害等の影響軽減	10
第2節 住民健康相談	10
第3節 放射性物質による環境汚染対策	10

第1章 基本的考え方等

第1節 基本的考え方

宮崎県内には、「原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。)」に規定される原子力事業所の立地はない。

また、最も近い原子力事業所である、鹿児島県薩摩川内市の九州電力株式会社川内原子力発電所(以下「川内原子力発電所」という。))についても、町境まで直線距離で約105kmの距離がある。

原子力災害発生時には、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、原災法第6条の2の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において、「原子力災害対策重点区域」が定められているところである。

川内原子力発電所のような実用発電用原子炉については、「予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)が概ね半径5kmとされ、「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)については、概ね30kmを目安とすることとされている。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、宮崎県は平成26年3月に宮崎県地域防災計画原子力災害対策編(以下「県防災計画」という。)を新設した。

町では、本県周辺の原子力発電所において万一同様の事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、原災法、原子力災害対策指針、その他関係法令等、県防災計画の趣旨を踏まえて、予防対策、応急対策及び復旧対策について本計画で定めるものとする。

なお、本編に定めのない事項については、共通対策編によるものとする。

また、町防災計画にも定めのない事項については、国及び県の指示又は要請に基づき実施するものとする。

表 本編で用いる用語の定義

1	原子力災害	原災法第2条第1号に規定する被害をいう。
2	原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
3	原子力事業所	原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
4	警戒事態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。
5	施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。
6	全面緊急事態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。

第2節 基礎とすべき災害の想定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、その影響が立地県のみならず近隣県やその他の地方公共団体の広範囲に及んだところであり、このことを踏まえると、万一本県周辺で原子力災害が発生した場合、何らかの影響が町に及ぶ可能性があることが想定される。

その中で、地理的な関係から町に影響を及ぼす可能性が最も高いのは、川内原子力発電所での原子力災害と考えられることから、本計画は、同発電所で次の(1)～(3)に掲げる事象が発生した場合を想定し、作成するものである。

- (1) 警戒事態又はこれに準ずる事象(あらかじめ県と九州電力株式会社において定める事象をいう。以下同じ。)の発生について九州電力株式会社から連絡を受けたとき
- (2) 施設敷地緊急事態が発生したとき
- (3) 全面緊急事態が発生したとき

なお、町から距離が約200kmの九州電力株式会社玄海原子力発電所、約190kmの四国電力株式会社伊方原子力発電所での原子力災害についても本計画に沿って対応するものとする。

第3節 防災関係機関の業務の大綱

原子力防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編総論 第2章 第2節を基本とするほか、九州電力株式会社については、特に下記のとおり定めるものとする。

1 原子力事業者

機関名	業務の大綱
九州電力株式会社	(災害予防・災害応急対策) (1) 原子力施設における原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること。 (2) 従業員に対する防災に関する教育及び訓練に関すること。 (3) 関係機関との情報連絡体制の整備及び防災上必要な情報の提供に関すること。 (4) 原子力災害の拡大の防止や原子力災害の復旧に関すること。 (5) この計画に基づき、町その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関すること。

第2章 原子力災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、原子力災害対策に関する情報の収集及び連絡を円滑に行い、必要な対策を迅速に講ずるため、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努め、有事の際の連絡方法や体制の確認を行う。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保

町は、原子力災害時における適切な判断を行い、円滑な防災対策を実施するため、必要に応じて国や県等が実施する原子力防災に関する研修会等に可能な限り職員を派遣する。

(2) 原子力災害対策関連情報の収集・蓄積

町は、平常時より原子力災害対策関連情報の収集・蓄積に努める。

3 通信手段の確保

町は、県等への的確な情報伝達を図るため、県庁を中枢に県出先機関、市町村、防災関係機関等との間で開設している総合防災情報ネットワークの活用を図る。

第2節 応急体制の整備

町は、原子力災害発生時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制等について整備する。

1 災害対策本部の体制整備等

町は、災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部等の設置場所、本部の組織・所掌事務、運営方法等についてあらかじめ定めておく。

2 職員の参集体制の整備

町は、川内原子力発電所での災害発生時に、必要な体制が迅速に執れるよう、職員の参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。

3 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から国、県、その他の関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の有する機能の把握に努めるなど、相互の連携体制の強化を図る。

第2章 原子力災害予防計画

第2節 応急体制の整備、第3節 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備、 第4節 住民への健康相談体制の整備、第5節 住民等への的確な情報伝達

4 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、これらの確保等において、県や関係機関と相互の連携を図る。

第3節 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備

1 屋内退避、一時移転等に係る体制の構築

町は、県、防災関係機関等と連携して、原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避、一時移転及び避難に係る体制の構築に努める。（避難は、空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、1週間程度内に当該地域から離れるため実施するものである。以下「一時移転及び避難」を「一時移転等」という。）

町の区域を越えた一時移転等については、県や市町村間の調整等を行いながら実施する。県の区域を超えた一時移転等については、国と県による調整等に従う。

2 屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備

町は、気密性、遮蔽性の高い造りの公共的施設等を屋内退避、一時移転等に係る避難所（以下本編において「避難所」という。）として指定するよう努める。

町は、県からの助言を参考に、避難所の設置、避難所に整備すべき資機材等について検討する。

第4節 住民への健康相談体制の整備

町は、県と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの相談に対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第5節 住民等への的確な情報伝達

町は、住民等に対し、原子力災害に関する情報提供を迅速かつ確実に実施できるよう、災害の状況に応じて提供すべき情報の項目について事前に整理しておく。

また、町は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多種媒体の活用に努める。

特に要配慮者に対しては、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備を図る。

さらに町は、県と連携し、速やかに住民等からの問合せに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

第2章 原子力災害予防計画

第5節 住民等への的確な情報伝達、第6節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発、第7節 防災訓練の実施

町は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、防災無線・防災情報メールの使用をはじめ、複数の伝達方法を検討する。

第6節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発

町は、県と連携し、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項を参考に広報活動の実施に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 2 原子力施設の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- 6 屋内退避及び一時移転等に関すること。
- 7 要配慮者への支援に関すること。
- 8 緊急時にとるべき行動
- 9 避難所での運営管理、行動等に関すること。

第7節 防災訓練の実施

町は、必要に応じて国や県が実施する原子力防災訓練に参加する。

第3章 原子力災害応急対策計画

第1節 基本方針

本章は、警戒事態、施設敷地緊急事態の発生があった場合の対応及び全面緊急事態が発生した場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 川内原子力発電所で原子力災害が発生した場合

県と九州電力株式会社は、平成25年7月16日に「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書(以下「覚書」という。)」を締結しており、これに定められた「非常時」又は「異常時」の各事態区分に該当する事象が川内原子力発電所において発生した場合には、九州電力株式会社から県に対してあらかじめ定めた方法により、情報連絡が行われることとなっており、町はそれに従う。

原子力災害対策指針においては、事態区分を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分しているところであるが、本覚書における「非常時」は、同指針における施設敷地緊急事態又は全面緊急事態と同義であり、「異常時」は、同指針における警戒事態を包含している。

原子力災害対策指針においては、上記の3つの事態区分ごとに、原子力災害対策重点区域内の対処をあらかじめ決定しており、国の防災基本計画も同様の整理がなされていることから、本編における事態区分は、これらの区分による。

(1) 警戒事態等（「覚書」に基づく「異常時」の事象）が発生した場合の連絡体制

ア 九州電力株式会社は、速やかに、県に対して事象の概要を記した文書をファクシミリで送付するものとし、併せて電話による連絡も行うものとする。

イ 県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとする。

なお、必要と認められる場合は電話による連絡も併せて行うものとする。

(2) 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（「覚書」に基づく「非常時」の事象）が発生した場合の連絡体制

ア 九州電力株式会社の原子力防災管理者は、直ちに、県に対し事象の概要を記載した文書をファクシミリで送付するものとする。さらに九州電力株式会社は、県に対して、電話によりファクシミリの着信及び記載内容を確認するものとする。

イ 県は、九州電力株式会社から通報・連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとし、併せて電話による連絡も行うものとする。

(3) 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡及び収集

ア 九州電力株式会社から、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡があった場合

第3章 原子力災害応急対策計画

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保、第3節 活動体制の確立

- ① 九州電力株式会社は、原子力規制委員会等のほか、県に対しても、施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況、被害の状況等を記載した文書をファクシミリで連絡するものとする。
- ② 県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、直ちに市町村及び関係機関に連絡するものとする。

2 一般回線が使用できない場合の対処

町は、地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、防災行政無線・防災情報メール等を活用し、情報収集・連絡を行う。

3 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、国による緊急時モニタリング（放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）が開始された場合は、その情報収集に努める。

第3節 活動体制の確立

町は、川内原子力発電所における原子力災害を覚知した際は、その状況に応じて次の体制をとる。

1 町の活動体制

(1) 情報連絡本部体制

ア 川内原子力発電所において、原子力災害対策指針に定める警戒事態又はこれに準じる事象が発生したとき。

イ その他総務課長が必要と認めたとき。

(2) 災害警戒本部体制

ア 川内原子力発電所において、原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態が発生したとき。

イ その他副町長が必要と認めたとき。

(3) 災害対策本部体制

ア 川内原子力発電所において、原子力災害対策指針に定める全面緊急事態が発生したとき。

イ その他町長が必要と認めたとき。

2 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、共通対策編 第3章 第1節 第2款「職員の参集及び動員」によるほか、次のとおりとする。

表 原子力災害時の職員参集・配備計画

区分	災害状況	職員
災害対策本部	全面緊急事態が発生した場合	全職員
災害警戒本部	施設敷地緊急事態が発生した場合	各課長等
情報連絡本部	警戒事態又はこれに準じる事象が発生した場合	総務課

第4節 住民等への的確な情報伝達活動

1 住民等への情報伝達活動

町は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、防災無線・防災情報メール等により、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行う。

2 住民等からの問合せに対する対応

町は、住民等の安心に資するため、県と連携し、必要に応じて問合せに対応する相談窓口を設置する。

なお、住民等のニーズを踏まえて、情報の収集・整理・発信を行う。

第5節 住民避難等の防護活動

町は、原災法による国の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

1 屋内退避、一時移転等の指示等

原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況によっては、屋内退避の防護措置が実施される場合がある。

また、放射性物質の放出後、国が主体となって実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に定める基準値を超える空間放射線量率が計測された地域について、一時移転等の防護措置が実施される場合がある。

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、町は、住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

町は、県による指示の伝達を受けて、区域内の住民に対して屋内退避又は一時移転等の指示を行う。

2 屋内退避の実施

屋内退避の防護措置を実施する場合、住民は速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避する。町は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示のあった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示する。

なお、新型インフルエンザ等感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

3 避難所の開設及び運営

町は、屋内退避、一時移転等に備えて避難所を開設し、住民に対して周知を図る。

4 要配慮者等への配慮

町は、避難所への誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者の健康状態に十分配慮する。

第6節 医療及び健康相談の実施

町は、県と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

第4章 原子力災害復旧・復興計画

第1節 風評被害等の影響軽減

町は、国、県及び関係機関と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通が確保されるよう広報活動等を行う。

第2節 住民健康相談

町は、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康に関する相談等を行うための体制を整備する。

第3節 放射性物質による環境汚染対策

町は、国、県等と連携して、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。